

○財務省告示第七十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年二月二十五日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四十二回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札発行と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場に特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの

五

方募

イ  
入札発競争  
価格競争  
入札発競争

ロ

特別債  
参加場

各当も各  
国ての申  
債るか込  
市。らそ  
場。のう  
特。のち  
別。のち  
参。のち  
加。のち  
者。のち  
ご。のち  
と。のち  
各。のち  
申。のち

六

発

イ  
入札発競争  
価格競争  
入札発競争

特別債  
参加場

ロ

特別債  
参加場

ハ

特別債  
参加場

図財円い  
る政て  
た運、  
め営額  
の必金  
債要額  
のなで  
発財九  
行源百  
の特確十  
例保一  
にを億

発行  
と  
いう。  
）  
非  
格  
争  
入  
札

七										八										九										十																								
イ					ロ					ハ					ニ					ヒ					ヘ					ト																								
払込金額					入札発行競争					入札発行競争					入札発行競争					入札発行競争					入札発行競争																													
額					格					格					格					格					格																													
争					争					争					争					争					争																													
者					者					者					者					者					者																													
・					・					・					・					・					・																													
第					第					第					第					第					第																													
I					I					I					I					I					I																													
競					競					競					競					競					競																													
一兆千八百六十五万円					九百九十八億三百六十一万円					七百六十四億三千八百八十九万円					五万円					平成二十五年二月二十五日					す。整数倍の金額によるものと					の記載又は記録は、最低額と					振替法の規定による振替口座簿					額面金額にそれぞれのお応募価格					以上金額につき百円六十銭					金額百円につき百円七十一				

に関する法律第二條第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で七百五十九億

九百九十八億三百六十一万円

七百六十四億三千八百八十九万円

五万円

平成二十五年二月二十五日

す。整数倍の金額によるものと

の記載又は記録は、最低額と

振替法の規定による振替口座簿

以上金額にそれぞれのお応募価格

以上金額につき百円六十銭

金額百円につき百円七十一

十  
三  
二

争 入 行 債 別 価 入 利 入 経 の  
入 及 市 参 第 格 札 入 利 過 の  
札 び 場 加 II 競 発 札 過 払  
発 国 特 者 非 争 行 率 子 み

十  
四  
初  
期  
利  
子

(一) 年

一・八パーセント  
は、募入決定の通知を受け、  
式により、払込金額に追加  
式に規定する日額を第二  
十号の規定する期日に  
払込み

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{67}{365}$$

(二)

発行時において、その利子に  
係る所得が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の  
座に記載又は記録される  
に、ついで、前記(一)の  
よりに算出した金額から該  
額に百分の二十・三・五  
じれた金額(ただし、三・  
を發行時に、おいて、取  
が非居住者又は外国に  
る場合、又は前記(一)の  
よりに算出した金額に、  
居住者又は外国税人  
ける所得の税率を乗じた  
額(を控除すること  
平成十五年六月二十日  
と成、次算式により算  
金額を支払う。ただし、  
た

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 18}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十四年十二月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年二月二十五日